

第35回中四国サミット企画提案公募実施要領

この要領は、「第35回中四国サミット」の企画運営支援業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

第35回中四国サミット企画運営支援業務

2 委託業務の概要

- (1) 業務内容 別添「第35回中四国サミット企画運営支援業務委託仕様書」(別紙1)のとおり
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年12月31日まで
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 提案限度額 2,684,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※提案限度額を超える提案については、無効とする。
- (5) 委託料の支払い
委託料の支払いは、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

3 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること。(または、企画提案書の提出時までに登録が予定されていること。)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 スケジュール

項目	日程
公募・質問受付開始	令和8年3月27日（金）から
参加申込書・質問受付期限	令和8年4月10日（金）まで
企画提案書提出期限	令和8年4月27日（月）必着
書面審査	令和8年4月下旬（予定）
審査結果の通知	令和8年5月上旬（予定）

5 企画提案公募の実施手続き

(1) 応募の方法

応募を希望する者は、参加表明書、企画提案書及び必要書類をそれぞれの提出期限までに愛媛県総合政策課に提出する。

ア 参加表明書（様式1-1）の提出

※共同企業体による参加の場合は、様式1-2

提出期限：令和8年4月10日（金）17：00

提出方法：持参、郵送、メール

添付書類：参加資格要件確認票（様式2）

注意事項：①提出期限を過ぎた場合は受け付けない

②企画競争参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること

イ 質問票（様式3）の受付

本件公募に係る質問を次のとおり受け付け、企画競争参加申込者全員にメールで回答する。（参加申込者以外からの質問には回答しない。）ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

提出期限：令和8年4月10日（金）17：00

提出方法：メール(件名を【第35回中四国サミット企画運営支援業務質問票】とすること)

注意事項：①提出期限を過ぎた場合は受け付けない

ウ 企画提案書等の提出

提出期限：令和8年4月27日（月）17：00

提出方法：持参、郵送、メール

注意事項：①提出期限を過ぎた場合は受け付けない

(2) 企画提案書等

記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として、次の構成により作成すること。

ア 提出物及び提出部数

① 企画提案提出書（様式5） 1部

② 法人・団体の概要書（様式6-1） 4部

※共同企業体の場合は、誓約書（様式6－2、6－2別紙）、協定書（様式6－3例示）を別途各1部提出のこと。

③ 企画提案書（任意様式） 4部

④ 見積書（任意様式） 4部

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

イ 企画提案書の記載事項

「第35回中四国サミット企画運営支援業務委託仕様書」に基づき、次の事項について記載した提案書を作成すること。

区 分	項 目	記載内容
1. 業務全般	実施体制図	業務全体を管理する者及びその他の業務従事者について、業務従事者に対する指揮監督のあり方、業務従事者の配置、業務内容等を記載すること。 また、参考となる履歴等がある場合は、その旨を記載すること。
2. 業務内容	昼食会場の候補先 （3つ程度提案すること。）	仕様書に記載の企画立案方針に基づき、本県の魅力等を発信できる昼食会場の候補先を3つ程度選ぶとともに、次の項目を提案すること。 ① 提案理由 （テーマを含む。） ② 会場レイアウト

(3) 応募の無効

本実施要領に示した公募の参加資格がない者、提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とする。

また、必要書類の提出がない場合は、応募資格がないものとみなす。

6 委託事業者の選定

(1) 審査方法

企画提案書等の内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、第35回中四国サミット企画運営支援業務委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

選定審査会における選定の評価項目は、別添「評価基準」のとおり。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、選定の対象から除外する。

- ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき
- イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき
- ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき

(4) その他

- ア 参加者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該参加者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。
- イ 選定結果及び最優秀提案者として選定された者の商号又は名称については、5月上旬(予定)に、文書で各提案者に通知する。ただし、各提案者の順位や採点結果は公表せず、選定結果に対する問い合わせには一切応じないものとする。

7 留意事項

(1) 提出された企画提案書等について

- ア 提出された企画提案書等は、選定のみ使用する。
- イ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認など、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- エ 企画提案書の提出は、1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

(2) 費用について

- ア 応募及び企画競争参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 契約について

- ア 業務仕様書は、提案された企画内容を基本とし、県と契約予定者との協議により最終決定した上で契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、選定審査会の審査結果において、その評価が次に高い応募者と協議を行うこととする。
- イ 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条に基づき、契約保証金の納付を求めることがある。
- ウ 本実施要領に基づく契約は、選定審査会での審査日以降の日に締結する。

(4) 再委託について

- ア 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

(5) 個人情報の取扱いについて

ア 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

8 問い合わせ及び書類提出先

愛媛県企画振興部政策企画局 総合政策課 政策提言グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

T E L : 089-912-2227

メール : sougouseisak@pref.ehime.lg.jp

※メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて、次のアドレスを宛先に追加のうえ、期限内に送付すること。

sasaki-ryoichi@pref.ehime.lg.jp

tan-mizuho@pref.ehime.lg.jp

なお、受信確認のため、メール送信後は必ず電話連絡を行うこと。

別添

「第35回中四国サミット企画運営支援業務」委託事業者
選定評価基準

No.	審査事項	評価の観点	配点
1	企画提案内容	○仕様書に記載の「企画立案方針」に合致したものになっているか。	30
2	実施体制	○業務の趣旨や実施内容を踏まえた業務体制の整備及び人材配置がされているか。 ○事業の円滑な運営及び安全管理等ができる体制となっているか。	40
3	同種業務委託実績	○民間又は国や地方公共団体での同種業務の受託実績があり、その内容（成果）は業務遂行能力を実証し得るものか。	10
4	効果・経費	○事業費については、計画内容との整合性を図ったうえで、所要経費の明細が明らかとなっており、妥当性があり、効果的な配分となっているか。	20
			100

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を

甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。